

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)



## 労災保険の根幹を揺るがす裁判判例が出てしまった

### 概略

一般社団法人「あんしん財団」で働いていた2人の女性従業員が「事務職から営業職に職種を変更され、遠隔地への異動命令や過大なノルマから精神障害になった」として、労災の対象になりました。しかし、あんしん財団は国が出した支給の決定を取り消すように地裁に求めました。

東京地裁は、2022年4月15日に、「事業主・あんしん財団」には労災の決定の取り消しを求める権利はないとしました。

そこで、あんしん財団は、その決定が不服として、東京高裁に訴えました。

東京高裁の判決は、2022年11月29日(火)に出されました。

「事業主・あんしん財団には、労災の決定の取り消しを求める権利があるとしました。そして、労災の支給の決定が妥当であるかどうかを再度審理するように東京地裁に差し戻したのです。

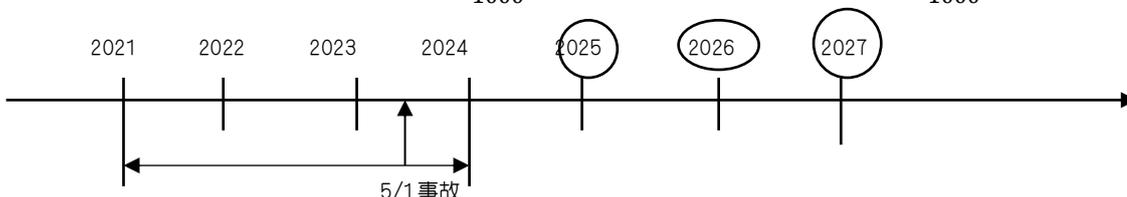
この裁判によって今後の影響にはどんなことが考えられるか。

- ① 事業主側が裁判に労災の支給に対して訴えている最中は、労働者側は、労災保険上の給付を受ける権利が確定しないかもしれない。
- ② 労災裁判が長期化すると、休業補償給付や療養補償給付など支給されなく、労働者本人ばかりでなく家族も困窮に陥る可能性も出てくるだろう。
- ③ あるいは、一旦支給されてから平均賃金の80%(休業補償給付+特別支給金)の日数分の返還や医療費の3割負担の金額の長期分の返還を考えなければならなくなる。

事業主側の言い分として、

- ① 労災保険料の負担は、事業主のみである。利率は法律で定められている。
  - ② もしも、事業場で、労災事故が起こった場合は、以前より保険料の負担が多くなる。
  - ③ 労災の決定が決まると、3年間で最大40%の増加分の保険料を支払わなければならない。
- 以上により、事業場の経営状態が悪くなる。このことは、看過できない。

一般企業の場合、労災保険率は $\frac{3}{1000}$ で、その中で非業務災害率が $\frac{0.6}{1000}$ になっています。



そこで、仮に、2023年5月1日に労災事故が起こったとしますと、  
2021年から2023年までの過去3年間の保険料の合計Aを計算します。  
次に、3年間分の労災の給付額の合計額Bを計算します。

$\frac{B}{A} \times 100 > 150\%$  になりますと、(労災保険料率-非業務災害率)が40%増加します。

$$\frac{3}{1000} - \frac{0.6}{1000} = \frac{2.4}{1000} \quad \frac{2.4}{1000} \times 1.4 = \frac{3.36}{1000}$$

新しい労災保険料率は、 $\frac{3.36}{1000} + \frac{0.6}{1000} = \frac{3.96}{1000}$  となります。ここで、具体的数値で考えます。

100人の従業員が全て月額30万円の給料としますと、

労災保険料の額は  $100 \text{人} \times 30 \text{万円} \times 12 \text{月} \times \frac{3}{1000} = 108 \text{万円}$  が、

$$100 \text{人} \times 30 \text{万円} \times 12 \text{月} \times \frac{3.96}{1000} = 142 \text{万} 5600 \text{円} \text{ になります。}$$

これが3年間続きます。

ここで、2023.2.17付けの日本労働弁護団の主なコメントを掲載します。

精神疾患や、脳心臓疾患の労災認定は相当の時間を要するため、取消判決等が確定した場合、被災労働者及び遺族に致命的打撃を与えることとなる。

すなわち、精神障害ないし脳心臓疾患は、事故労災とは異なり、直ちにその業務起因性を判定しにくく、詳細な認定基準が定められ、労働時間の調査や、その他の「出来事」の調査、さらには専門医や専門部会への照会等、相当な時間を要し、申請から決定まで8か月ないし6か月が目標とされるが、現実には1年以上かかることもしばしばみられ、事業主がこれを争う場合も、同等の時間がかかることが当然に予期される。実際、本件訴訟における労働保険審査会の決定が平成30(2018)年8月29日付(平成27(2015)年3月頃発病)であることにも鑑みれば、本判決は決定の実に4年後、発病から実に7年半以上後となっている。そして、取消訴訟による取消が<sup>たいせいこう</sup>対世効を有することに鑑みれば、国が敗訴し、取消判決が確定すれば、被災者たる労働者や遺族が、それまでに受給してきた療養補償や治療費を受給した理由がなくなり、国に対し、返還義務を負うことになるのである。これは、生活の手段を奪われた被災労働者及び遺族にとって、まさに致命的な打撃になるのである。このように、支給決定処分を事業主に争わせることで、被災労働者にかかる法律関係が安定することなどなく、かえって、多額にわたる労災保険金の返還義務が生じるという、生活を根こそぎ奪うような被害が生じるのである。

例えば、月例賃金30万円の場合で前記2022年11月29日判決のように7年半、休業補償給付を受給していた場合、休業補償分だけでも月24万円(=30万円×0.8)×12か月×7年半の2160万円、これに加えて7年半分の治療費の3割(健康保険の自己負担分)の返金を求められることとなる。生活費を得る手段がない労働者や遺族が、このような多額の費用の返還を求められることで、生活が根本的に破壊されるのである。対世効とは、判決の効力が当事者だけでなく第3者にも及ぶことがある。そのことから、第3者効力とも言われる。